

2025 年 3 月

当学会の専門医研修における大学院生の扱いについて

日本周産期・新生児医学会
専門医認定委員会

当学会の専門医制度（旧制度）は元々「常勤（フルタイム）」の勤務形態を想定して作成されたもので、大学院生の方々を専攻医として適用するための特別な規定は設けておりません。

旧制度における母体・胎児専門医/新生児専門医研修は、大学院生の取り扱いについて、指導医のみならず及び専攻医のみならずには、以下のご認識の下で研修を積んでいただきたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<研修期間として加算可能な例>

・大学院に進学して1年目だが、（医局の慣例で）この1年間は病棟診療に重点を置くことになっている。週に1日だけ研究日があり病棟から離れるが、残りの4日は病棟で臨床に従事している。指導医も、この1年間は専攻研修に相当すると認めている。

<研修の休止届が必要な例>

・大学院に進学して2年目。実験のスケジュール上、これから半年間は病棟に出るのは週1回2時間のカンファレンスのみとし、残りの時間はすべて研究にあてる。

▽指導医の方々へ

上記2つは両極端な例ですが、両者の間に当てはまるケースについて、「研修期間に相当すると認める／認めない」の判断は指導医の先生方に一任いたします。専門医試験の受験要件（必要研修症例や症例要約の評価基準）をご確認いただいた上で、主観的に判断していただいて構いません。

母体・胎児専門医や新生児専門医の研修経験になるような診療行為や臨床に関わる機会がある、と判断できる場合のみ、研修期間としての許可をお願いいたします。